

第 81 回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

①連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

②株主資本等変動計算書及び個別注記表

③株主総会参考書類の「第 4 号議案 当社とダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「3. 会社法施行規則第 184 条に定める内容の概要 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の定款および最終事業年度に係る計算書類等」

事業年度	2018 年 4 月 1 日から
(第 81 期)	2019 年 3 月 31 日まで

田淵電機株式会社

第 81 回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款 14 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,611	-	△1,947	△21	1,642
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,500	1,499			2,999
親会社株主に帰属する当期純損失			△270		△270
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,500	1,499	△270	△0	2,729
当 期 末 残 高	5,111	1,499	△2,217	△21	4,372

	その他の包括利益累計額					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	
当 期 首 残 高	71	△3	△397	△36	△365	1,277
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						2,999
親会社株主に帰属する当期純損失						△270
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△65	3	26	54	18	18
当 期 変 動 額 合 計	△65	3	26	54	18	2,747
当 期 末 残 高	6	—	△370	17	△346	4,025

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 7社
- ②主要な連結子会社の名称 田淵電子工業株式会社
タイ国田淵電機
香港田淵電機有限公司
東莞田淵電機有限公司
上海田淵変圧器有限公司
ベトナム田淵電機
米国田淵電機

マルシュナー田淵電機及びテクノ電気工業株式会社については、保有株式を売却したことにより、連結子会社から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用関連会社の数 3社
- ②持分法適用関連会社の名称 韓国トランス株式会社
煙台東山電機有限公司
江西碧彩田淵変圧器有限公司

③持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

韓国トランス株式会社、煙台東山電機有限公司及び江西碧彩田淵変圧器有限公司の決算日は12月31日ですが、連結決算日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海田淵変圧器有限公司及び東莞田淵電機有限公司の決算日は12月31日ですが、連結決算日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のある有価証券

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のない有価証券

移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法によっております。また、在外連結子会社については定額法によっております。

主な耐用年数は建物5年～38年、構築物5年～15年、機械装置3

年～10年であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費

社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

(4) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

製 品 保 証 引 当 金 製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生の日翌連結会計年度より費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(9) その他

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,310百万円
2. 担保に供している資産	
土地	57百万円
建物及び構築物	444百万円
担保資産に係る債務	
短期借入金	704百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 債務免除益
当社及び当社子会社は、事業再生ADR手続の成立に伴い、取引金融機関から債務免除を受けたため、債務免除益を計上しております。
2. 役員退職慰労金返上益
事業再生ADR手続成立後に辞任した当社取締役に対して、役員退職慰労金の支給は行われなかったこととなったため、役員退職慰労金返上益を計上しております。
3. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社名	用途	種類	減損損失 (百万円)
田淵電機株式会社 (大阪府大阪市)	事業用資産	機械装置及び運搬具	11
	共用資産	無形固定資産	14
田淵電子工業株式会社 (栃木県大田原市)	事業用資産	機械装置及び運搬具	19
		その他(有形固定資産)	6
タイ国田淵電機 (タイ国チャチェンサオ県)	事業用資産	無形固定資産	4
		機械装置及び運搬具	41
上海田淵変圧器有限公司 (中国上海市)	事業用資産	その他(有形固定資産)	0
		その他(投資その他の資産)	8
香港田淵電機有限公司 (中国香港特別行政区)	事業用資産	機械装置及び運搬具	27
		その他(有形固定資産)	0
東莞田淵電機有限公司 (中国広東省東莞市)	事業用資産	無形固定資産	437
		機械装置及び運搬具	82
		その他(有形固定資産)	16
		その他(投資その他の資産)	26

(グルーピングの方法)

当社グループは独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業を基本単位としています。なお、遊休資産については、各々の資産を単位としてグルーピングをしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しております。

(経緯)

- ① 田淵電機株式会社、田淵電子工業株式会社、タイ国田淵電機において、主に太陽光発電用パワーコンディショナ販売の計画未達による営業赤字が発生していることから減損の兆候を認識し、将来の収益性の不確実性を考慮した結果、これら事業用資産及び共用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。
- ② 上海田淵変圧器有限公司において、変圧器販売の計画未達による営業赤字が発生していることから減損の兆候を認識し、将来の収益性の不確実性を考慮した結果、これら事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。
- ③ 香港田淵電機有限公司、東莞田淵電機有限公司において、主にアミューズメント用電源販売の将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を0円とし帳簿価額全額を減損損失としております。

当該減損損失計上額704百万円のうち、事業構造改革費用として603百万円、減損損失として101百万円をそれぞれ特別損失として計上しております。

4. 事業構造改革費用

事業構造改革費用3,426百万円の内訳は、希望退職費用298百万円、事業構造改革に伴う固定資産の減損損失603百万円、たな卸資産評価損2,035百万円及び事業再生ADR手続関連費用426百万円、その他63百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	40,502,649	63,829,787	—	104,332,436

注) 増加数の内訳は次の通りであります。

普通株式の増加63,829,787株は、第三者割当による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	85,132	8,824,328	—	8,909,460

注) 増加数の内訳は次の通りであります。

- (1) 普通株式の自己株式の増加のうち8,000,000株は、TDK株式会社からの無償譲渡による増加であります。
- (2) 普通株式の自己株式の増加のうち413,133株は、当社元取締役役会長田淵暉久氏からの無償譲渡による増加であります。
- (3) 普通株式の自己株式の増加のうち410,200株は、当社元取締役(元取締役役会長田淵暉久氏を除く)及び元監査役からの無償譲渡による増加であります。
- (4) 普通株式の自己株式の増加のうち937株は、美登里株式会社からの買取による増加であります。
- (5) 普通株式の自己株式の増加のうち58株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、毎月時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、利用しているデリバティブ取引には、投機目的及びレバレッジ効果の高い取引はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	4,573	4,573	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,555	3,555	-
(3) 電子記録債権	86	86	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	34	34	-
(5) 長期貸付金	105	114	8
(6) 支払手形及び買掛金	(2,053)	(2,053)	-
(7) 電子記録債務	(808)	(808)	-
(8) 短期借入金	(795)	(795)	-
(9) 未払金	(1,024)	(1,024)	-
(10) 未払法人税等	(59)	(59)	-
(11) 長期借入金	(4,065)	(4,068)	(2)
(12) リース債務	(3)	(3)	(0)
(13) デリバティブ取引	(0)	(0)	-

(※) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 電子記録債務、(8) 短期借入金、(9) 未払金、並びに(10) 未

払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(13) デリバティブ取引

為替予約のうち振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権・債務と一体として処理されているため、その時価は、当該債権・債務に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,480百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	42円 18銭
2. 1株当たり当期純損失	5円 33銭

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	3,611	-	177	△4,661	△4,483	△21	△893
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	1,500	1,499					2,999
当 期 純 損 失				△1,267	△1,267		△1,267
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	1,500	1,499	－	△1,267	△1,267	△0	1,732
当 期 末 残 高	5,111	1,499	177	△5,929	△5,751	△21	838

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	74	△3	71	△822
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				2,999
当 期 純 損 失				△1,267
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△68	3	△64	△64
当 期 変 動 額 合 計	△68	3	△64	1,667
当 期 末 残 高	6	—	6	844

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他の有価証券	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のある有価証券	移動平均法に基づく原価法
時価のない有価証券	移動平均法に基づく原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品	総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
原材料	移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

	時価法
--	-----
4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法によっております。主な耐用年数は、建物15年～38年、構築物15年、機械装置7年～9年、工具器具備品5年であります。
無形固定資産(リース資産を除く)	定額法を採用しております。 なお、主な償却年数は次のとおりであります。 ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)
所有権移転外ファイナンス・リース	取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 繰延資産の処理方法

社債発行費	社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。
-------	-------------------------------
6. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
製品保証引当金	製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を翌事業年度より費用処理しております。 過去勤務費用については、その発生時従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

関係会社事業損失引当金 関係会社への投資等について将来の損失発生に備えるため、関係会社の財政状況等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

10. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

11. そ の 他

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準の一部改正」』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,554百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 関係会社の銀行等からの借入に対し、保証等を行っております。 | |
| ベトナム田淵電機 | 46百万円 (423千米ドル) |
| 上海田淵変圧器有限公司 | 18百万円 (167千米ドル) |
| 合計 | 65百万円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,052百万円 |
| 4. 関係会社に対する長期金銭債権 | 4,978百万円 |
| 5. 関係会社に対する短期金銭債務 | 3,107百万円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

(1) 営業取引

売	上	高	730百万円
仕	入	高	8,540百万円
販売費及び一般管理費			322百万円

(2) 営業取引以外の取引高	186百万円
----------------	--------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	85,132	8,824,328	—	8,909,460

注) 増加数の内訳は次の通りであります。

- (1) 普通株式の自己株式の増加のうち8,000,000株は、TDK株式会社からの無償譲渡による増加であります。
- (2) 普通株式の自己株式の増加のうち413,133株は、当社元取締役会長田淵暉久氏からの無償譲渡による増加であります。
- (3) 普通株式の自己株式の増加のうち410,200株は、当社元取締役（元取締役会長田淵暉久氏を除く）及び元監査役からの無償譲渡による増加であります。
- (4) 普通株式の自己株式の増加のうち937株は、美登里株式会社からの買取による増加であります。
- (5) 普通株式の自己株式の増加のうち58株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

1) 繰延税金資産	
製品保証引当金	68百万円
賞与引当金	28百万円
たな卸資産	169百万円
未払金	28百万円
前受収益	1,073百万円
貸倒引当金	1,239百万円
退職給付引当金	49百万円
投資有価証券評価損	16百万円
関係会社事業損失引当金	13百万円
関係会社株式	717百万円
繰越欠損金	2,926百万円
その他	57百万円
繰延税金資産小計	6,390百万円
評価性引当額	△6,390百万円
繰延税金資産合計	-百万円
2) 繰延税金負債	
貸付金	71百万円
土地	12百万円
前払年金費用	10百万円
その他	3百万円
繰延税金負債合計	98百万円
繰延税金負債の純額	98百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員兼務等	事業上の関係				
親会社	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社	大阪府大阪市	100 百万円	子会社等の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務	被所有 間接 66.9	兼任4人	グループ運営役員の兼任	経営指導料の支払 ブランド料の支払	232 (184) 82 (30)	未払金	339
親会社	ダイヤモンド電機株式会社	大阪府大阪市	333 百万円	自動車機器、電子制御機器の製造・販売	被所有 直接 66.9	兼任4人	当社製品の販売	増資の引受	2,999	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営指導料については、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社からダイヤモンド電機株式会社に対して支払う業務委託料に一定割合を乗じた金額に対して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の子会社の売上高割合に応じて決定しております。なお、両社シナジー効果による計画に対する利益改善額に対して一定割合を乗じた金額を経営指導料に含んでおります。
- (2) ブランド料については、売上高を勘案し、交渉の上で決定しております。
- (注) 取引金額については、税抜金額になっており、期末残高については税込金額によって記載しております。() 金額は関連当事者となった期間に対する取引金額であります。

2. 子会社等

属 性	会社等の 名 称	住 所	資 本 金 又 出 資 金	事 業 の 内 容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金 額 (百万 円)	科 目	期末残 高 (百万 円)
						役 員 の 兼 務 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	田 淵 電子工業 株式会社	栃 木 県 大田原市	282 百万円	電源機器 の製造販売	所有 直接 100	兼任2人	当社製品 の 製 造 技術支援 資金融資	製品の仕入 事業構造改 革費用	4,655 169	買掛金 未払金	1,659 236
	タイ 国 田淵電機	タイ 国 チャチェ ンサオ県	100百万 バーツ	変成器、 電源機器 の製造販売	所有 直接 100	兼任4人	当社製品 の 製 造 技術支援 資金融資	製品の仕入 技術支援料 の受取	2,787 280	買掛金 その他の 流動資産	526 80
	香港田淵 電機有限 公司	中 国 香港特別 行 政 区	72百万 香港ドル	変成器、 電源機器 の 販 売	所有 直接 100	兼任3人	当社製品 の 販 売	利息の受取 資金の貸付	4 216	長期貸付金	216
	東莞田淵 電機有限 公司	中 国 広 東 省	5,000 千米ドル	変成器、 電源機器 の製造販売	所有 間接 100	兼任5人	当社製品 の 製 造 技術支援	資金の貸付	506	長期貸付金	506
	上海田淵 変 圧 器 有限公司	中 国 上 海 市	6,500 千米ドル	変 成 器 の製造販売	所有 直接 100	兼任4人	当社製品 の 製 造 技術支援	利息の受取 資金の貸付	2 326	短期貸付金 長期貸付金	215 110
	ベトナム 田淵電機	ベトナム バクニン 省	5,000 千米ドル	変 成 器 の製造販売	所有 間接 100	兼任6人	当社製品 の 製 造 資金融資 技術支援	利息の受取 資金の回収 資金の貸付	12 702 401	短期貸付金	401
	米 国 田淵電機	米 国 カリフォルニア州	3,000 千米ドル	電源機器 の 販 売	所有 直接 100	兼任3人	当社製品 の 販 売	貸倒引当金 繰 入 額 資金の貸付 関係会社事 業損失引当 金繰入額	1,391 230 45	貸倒引当金 破産更正債 権等 関係会社事 業損失引当 金	4,050 4,050 45
	マルシュナー 田淵電機	ド イ ツ バーデ ン = ヴ ュ デ ン ベルク 州	320 千ユーロ	変 成 器 の製造販売	-	-	-	資金の貸付	375	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 価格その他の取引条件は市場の実勢を勘案して、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (2) 技術支援料については、契約条件により決定しております。
- (3) 米国田淵電機に対する破産更正債権等4,050百万円については、債務超過に伴う親会社負担として債務超過額相当を貸倒引当金として計上しております。
- (4) 米国田淵電機については、債務超過に伴う親会社負担として債務超過額相当を関係会社事業

損失引当金として計上しております。

(注) 取引金額については、税抜金額になっており、期末残高については税込金額によって記載しております。

3. 役員及び法人主要株主等

属 性	会社等の 名 称 又は氏名	住 所	資 本 金 又 は 出資金	事 業 の 内 容	議決権等の 所有(被所有) 割合%	関係内容	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
主要株主	TDK株式会社	東京都中央区	32,641 百万円	家庭用 電気の 製造・ 販売業 の製造 販売	-	資本業務 提携 (注)	当社に対する 当社普通 株式の無償 譲渡	-	-	-
役員及び その近親者	田淵暉久	-	-	-	被所有 直接 0.8	当社元取締役 会長	当社に対する 当社普通 株式の無償 譲渡	-	-	-
役員及び その近親者	貝方士利 浩	-	-	-	-	当社元取締役 社長	当社に対する 当社普通 株式の無償 譲渡	-	-	-
役員及び その近親者	阪部茂一	-	-	-	-	当社元取締役 副社長	当社に対する 当社普通 株式の無償 譲渡	-	-	-

(注) TDK株式会社との資本業務提携は2018年11月7日に解消しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 8円 85銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 24円 97銭 |

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社と称し、英文では、DIAMOND ELECTRIC HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

第2条（目 的）

1. 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- （1）変圧器ならびに特殊変圧器、自動車電装部品およびこれに付随する電機器具一式の製造販売
- （2）冷暖房機器、給湯器、ボイラー等の電子制御装置ならびに着火装置および電磁弁の製造販売
- （3）通信機器、医療用機器、その他産業機器の電子部品の製造販売
- （4）エレクトロニクス製品および各種電子部品の製造販売
- （5）その他の機器、同部品の製造販売
- （6）前各号に附帯関連する調査、企画、設計、監理、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売
- （7）損害保険代理業
- （8）上記各号に附帯関連する一切の事業

2. 当会社は、前項各号およびこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1,460万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

第3章 株主総会

第13条（招 集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条（開催場所）

当社は、大阪市、または隣接都市で株主総会を開催する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集権者および議長）

1. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、取締役社長が議長になる。
2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条（決議の方法）

1. 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第20条（員 数）

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第21条（選任方法）

1. 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第22条（任 期）

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業

年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

1. 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
2. 当会社は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（招集権者および議長）

1. 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、取締役社長が議長になる。
2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

第25条（取締役会の招集通知）

1. 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規則）

当会社の取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

第28条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第29条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第31条（監査等委員会の招集通知）

当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第32条（監査等委員会規則）

当会社の監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第33条（選任方法）

1. 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

第34条（任 期）

1. 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会時において再任されたものとみなす。

第35条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第36条（会計監査人との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

第37条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第38条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第39条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第40条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
2. 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息を付けないものとする。

附則

第1条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成31年3月31日までとする。

第2条（最初の取締役の報酬等）

1. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額500,000,000円以内とする。
2. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額70,000,000円以内とする。
3. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の株式報酬型ストックオプションとして取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、本条第1項および第2項の報酬等の額の範囲内とし、その内容は以下のとおりとする。

（1）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当会社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式」という。）は400株とする。

なお、当会社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当会社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当会社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（2）新株予約権の上限

200個を当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の数の上限とする。ただし、当会社の成立の日以降において、上記（1）に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価格を払込金額とする。なお、当該払込金額は、同額の当会社に対する報酬債権と相殺するものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から割当日後7年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当会社または当会社子会社の取締役、執行役員および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存在する場合は、地位喪失後12か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）に限り権利行使をなしうるものとする。

その他の権利行使条件は、当会社取締役会が定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当会社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権のその他の情報

上記(1)から(8)の細目および新株予約権に関するその他内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第3条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

③参考書類

第 1 期

事業報告

2018 年 4 月 1 日から

2019 年 3 月 31 日まで

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

(添付書類)

事業報告

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

・全般的概況

当社は平成30年10月1日に単独株式移転の方法により、ダイヤモンド電機株式会社の完全親会社として設立されました。従いまして、当社の第1期事業年度は平成30年10月1日から平成31年3月31日までとなりますが、当連結会計年度はダイヤモンド電機株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しておりますので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなります。なお、連結の範囲に実質的な変更はありませんので、参考としてダイヤモンド電機株式会社の平成30年3月期の連結業績との比較を前期比として記載しております。

また、当社グループが、平成31年1月22日付で田淵電機株式会社及びその子会社を連結子会社化したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成31年3月31日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

当連結会計年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）における世界経済は、堅調な米国経済および欧州経済に支えられ、全体としては緩やかな成長基調が継続しているものの、米中間の貿易摩擦激化、英国のEU離脱問題等から先行き不透明な状況がみられます。国内経済は、各種政策の効果を背景として、企業収益や雇用・所得環境の改善の動きがみられ、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、「先進エレクトロニクス技術を駆使して、もっといい車づくり、豊かな住まいづくりに貢献するグローバルシステムサプライヤー」を目指し、将来の新規事業展開を見据えた収益構造の見直しを図りつつ、現地生産能力の拡充等グローバル対応力の強化、省エネ技術を中心とした研究開発投資に注力してまいりました。

当連結会計年度の売上高は556億10百万円（前期比4.1%減）、営業利益は5億94百万円（前期比75.6%減）、経常利益は3億91百万円（前期比83.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億43百万円（前期比

85.9%減)となりました。これは、自動車機器事業の一部販売低迷、材料費の上昇や将来に向けた技術開発等の先行投資を強化したことによるものであります。一方で、タイ子会社において付加価値税の還付申請及び一部還付を受けたことに伴う還付見込金額をその他特別利益として計上しております。

・事業別概況

(自動車機器事業)

自動車機器事業は、日系メーカー様を中心とした新規取引獲得もありましたが、米国及び中国における販売低迷、モデルチェンジによる販売終了やコストダウン対応等により、売上高384億4百万円(前期比7.5%減)となりました。利益面でも上記売上高の減少の影響を受け、また、「省燃費」関連の研究開発活動等によりコストが増加したこともあり、セグメント利益は18億93百万円(前期比46.0%減)となりました。

(電子機器事業)

電子機器事業につきましては、タイでの空調室外機用制御基板の販売が好調に推移したこと等により、売上高172億5百万円(前期比4.4%増)となりました。利益面では、主として「省電力」をキーワードとした各種制御に関する研究開発活動等がコストアップの要因となり、セグメント利益は2億46百万円(前期比20.9%減)となりました。

事業区分別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高(百万円)	前期比増減(%)	構成比(%)
自動車機器(点火コイル他)	38,404	△7.5	69.1
電子機器(制御リレー他)	17,205	4.4	30.9
合 計	55,610	△4.1	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品の受注に伴い、新機種・新加工方法対応への設備投資を中心に行い、生産の合理化と能力の増強を図りました。その結果、当連結会計年度の設備投資総額は、20億54百万円となりました。

主な設備投資の内訳は、米国の子会社及び国内本社の増産対応設備等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成30年12月28日付で、田淵電機株式会社の第三者割当増資引受資金として、取引銀行7行と総額30億円のコミット型シンジケートローン契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 77 期 (平成28年3月期)	第 78 期 (平成29年3月期)	第 79 期 (平成30年3月期)	第 1 期 (当連結会計年度) (平成31年3月期)
売 上 高 (百万円)	59,208	58,151	57,996	55,610
経 常 利 益 (百万円)	2,219	2,212	2,313	391
親会社株主に帰属する 当期純利益(△損失) (百万円)	△1,381	731	1,019	143
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△398.30	203.22	282.58	39.78
総 資 産 (百万円)	31,500	34,591	34,783	53,761
純 資 産 (百万円)	7,238	7,868	7,390	8,745
1株当たり純資産額 (円)	1,558.13	1,730.99	2,016.34	1,972.26

(注) 参考として、ダイヤモンド電機株式会社第77期から第79期までの連結会計年度における数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又は出資金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ダイヤモンド電機株式会社	333百万円	100.0%	点 火 コ イ ル 等 及 び 電 子 機 器 の 製 造 販 売
新潟ダイヤモンド電子株式会社	80百万円	86.3%	自 動 車 用 電 装 品 及 び 電 子 機 器 の 製 造 販 売
Diamond Electric Mfg. Corporation (米 国)	30,450千米ドル	100.0%	点 火 コ イ ル 等 の 製 造 販 売
Diamond Electric Hungary Kft. (ハ ン ガ リ ー)	2,300千ユーロ	100.0%	点 火 コ イ ル 等 及 び 電 子 機 器 の 製 造 販 売
金剛石電機(蘇州)有限公司 (中 華 人 民 共 和 国)	9,524千米ドル	100.0%	点 火 コ イ ル 等 の 製 造 販 売
金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司 (中 華 人 民 共 和 国)	600千米ドル	100.0%	点 火 コ イ ル 等 及 び 電 子 機 器 の 販 売
DE Diamond Electric India Private Limited (イ ン ド)	611百万ルピー	100.0%	点 火 コ イ ル 等 及 び 電 子 機 器 の 製 造 販 売
Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. (タ イ)	85百万タイバツ	99.9%	点 火 コ イ ル 等 の 製 造 販 売
Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タ イ)	222百万タイバツ	99.9%	点 火 コ イ ル 等 及 び 電 子 機 器 の 製 造 販 売
Diamond Electric Korea Co., Ltd. (韓 国)	700百万ウォン	100.0%	点 火 コ イ ル 等 の 販 売
PT. Diamond Electric Indonesia (インドネシア)	1,200千米ドル	98.3%	点 火 コ イ ル 等 の 販 売
PT. Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア)	3,500千米ドル	98.6%	点 火 コ イ ル 等 の 製 造 販 売
田 淵 電 機 株 式 会 社	5,111百万円	66.9%	電 子 機 器 用 変 成 器、電 源 機 器 及 び 電 子 機 器 等 の 製 造 販 売
田 淵 電 子 工 業 株 式 会 社	282百万円	100.0%	電 子 機 器 用 電 源 機 器 の 製 造 販 売

会 社 名	資 本 金 又は出資金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
タイ国田淵電機（タイ）	100百万タイバーツ	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
上海田淵変圧器有限公司 （中華人民共和国）	6,500千米ドル	100.0%	電子機器用変成器の製造販売
香港田淵電機有限公司 （中華人民共和国）	72百万香港ドル	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
東莞田淵電機有限公司 （中華人民共和国）	5,000千米ドル	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
ベトナム田淵電機 （ベトナム）	5,000千米ドル	100.0%	電子機器用変成器の製造販売
米 国 田 淵 電 機（米国）	3,000千米ドル	100.0%	電子機器用電源機器の製造販売

- （注） 1. 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。
2. 当社の連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社が、平成31年1月22日付で第三者割当増資を引受け田淵電機株式会社を子会社としたため、同社及び同社の連結子会社を当社の連結子会社を含めております。

③ その他の重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金 又は出資金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
韓国トランス株式会社（韓国）	3,760百万ウォン	42.6%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
江西碧彩田淵変圧器有限公司 （中華人民共和国）	25,000千元	50.0%	電子機器用変成器の製造販売

- （注） 1. 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。
2. 当社の連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社が、平成31年1月22日付で第三者割当増資を引受け田淵電機株式会社を子会社としたため、同社の関連会社を当社のその他の重要な関連会社を含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、お客様第一主義を掲げ、お客様要求品質第一に徹し、人と社会を大切にすることを標榜した経営理念の下「先進エレクトロニクス技術を駆使して、もっといい車づくり、豊かな住まいづくりに貢献するグローバルシステムサプライヤー」を目指した事業活動を展開してまいります。

中長期的には、当社グループの主力事業は、グローバル化・ボーダレス化・エコ化に向けた技術革新の急速な進展、アジア等の新興国市場の内需による成長等の市場環境が大きく変化しており、これらに対応するため下記の事項を重点方針として取り組んでまいります。

① 収益構造の見直し

グローバル経済環境下において継続的に利益が確保できる体制を構築するため、経費節減の徹底および浸透、在庫削減等による生産活動全体の最適化および業務の効率化、地球環境を見据えながらもそのことによって将来の収益を生み出す事業への種蒔き等を通じて収益力の強化を推進してまいります。

② グローバル対応力の強化

自動車メーカーのグローバル化は予想以上の進展を見せている中、中長期的にはアジアの新興国はコンパクトカーを中心としたモータリゼーション時代を迎えて引き続き内需主導の成長が期待されます。このため、現地生産能力の拡充、材料・部品の現地調達率の引上げを図るとともに、グローバルでの生産の相互補完による収益確保を推進してまいります。

また、電子機器事業につきましても、アジアを中心とした新興国市場の成長を睨んで、インバータ技術を核として海外拠点を活用したビジネス展開を進めてまいります。

③ 省エネ技術の新製品の開発

自動車機器事業では「省燃費」、ホームエレクトロニクス関連の電子機器事業においては「省電力」をキーワードにエンジン制御の高度化、HVを含む自動車の各種制御に関する研究開発を進めるとともに、今後成長が見込まれるHEMS・VPP・ZEH市場を意識した住設向けパワーコンディショナ等の新製品の開発を積極的に推進してまいります。

④ コンプライアンス体制の強化

経営理念の下策定された経営計画書を憲法に、監査等委員会設置会社としての企業統治、コンプライアンス委員会開催およびコンプライアンス研修、システム統制を含めた環境整備を推進し、内部統制の強化を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成31年3月31日現在）

当社グループでは、主として次の電子・電気機械器具および部品の製造ならびに販売とこれに付帯関連する事業を営んでおります。

- ① 自動車用点火コイルおよび電装品などの自動車機器
- ② 冷暖房用および給湯用着火装置、パワーコンディショナなどの電子制御機器
- ③ 低周波、高周波トランスなどの変成器

(6) 企業集団の主要拠点等（平成31年3月31日現在）

当社本社 大阪市淀川区塚本一丁目15番27号

	会社名（事業所・工場名）	所在地
国内拠点	ダイヤモンド電機株式会社（本社）	大阪市淀川区
	ダイヤモンド電機株式会社（鳥取工場）	鳥取県鳥取市
	ダイヤモンド電機株式会社（松阪工場）	三重県松阪市
	新潟ダイヤモンド電子株式会社	新潟県燕市
	田淵電機株式会社（本社）	大阪市淀川区
	田淵電機株式会社（東京支社）	東京都千代田区
	田淵電子工業株式会社	栃木県大田原市
海外拠点	Diamond Electric Mfg. Corporation	米国
	Diamond Electric Hungary Kft.	ハンガリー
	Diamond Electric Luxembourg S. a r. l.	ルクセンブルク
	金剛石電機(蘇州)有限公司	中華人民共和国
	金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司	中華人民共和国
	DE Diamond Electric India Private Limited	インド
	Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd.	タイ
	Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd.	タイ
	Diamond Electric Korea Co., Ltd.	韓国

	会社名（事業所・工場名）	所在地
海外拠点	PT. Diamond Electric Indonesia	インドネシア
	PT. Diamond Electric Mfg Indonesia	インドネシア
	Diamond Electric Vietnam Co., Ltd.	ベトナム
	タイ国田淵電機	タイ
	上海田淵変圧器有限公司	中華人民共和国
	香港田淵電機有限公司	中華人民共和国
	東莞田淵電機有限公司	中華人民共和国
	ベトナム田淵電機	ベトナム

（７）使用人の状況（平成31年３月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,681（878）名	2,478名増（391名増）

- （注）１．使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．参考として、ダイヤモンド電機株式会社の第79期の連結会計年度における数値との比較を前期末比として記載しております。
３．前連結会計年度末と比べて使用人数が2,478名、臨時雇用者数が391名増加しておりますが、その主な理由は、平成31年１月22日付で田淵電機株式会社を連結子会社化したためであります。

（８）主要な借入先の状況（平成31年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,888百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,818百万円
株式会社りそな銀行	3,684百万円
株式会社みずほ銀行	3,028百万円
株式会社鳥取銀行	2,534百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成31年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	14,600,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	3,659,760株
③ 株主数	普通株式	1,183名
④ 大株主（上位10名）		

株主名	持株数	持株比率
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	552,516株	15.3%
池永重彦	365,450株	10.1%
ダイヤモンド電機取引先持株会	338,200株	9.4%
池永辰朗	251,290株	7.0%
豊栄産業株式会社	155,000株	4.3%
ダイヤモンド電機社員持株会	97,514株	2.7%
第一生命保険株式会社	96,000株	2.7%
株式会社三井住友銀行	80,240株	2.2%
株式会社りそな銀行	80,000株	2.2%
株式会社コロナ	68,000株	1.9%

（注）持株比率は自己株式（45,543株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2017年6月23日
新株予約権の数		108個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 43,200株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 400円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2019年7月11日から 2024年7月10日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 93個 目的となる株式数 37,200株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名

(注) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後12カ月以内（ただし、権利行使期間内に限る）に限り権利行使をなしうるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (平成31年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO 兼グループCEO 取締役専務執行役員 グループCOO	小野 有理 前田 真澄	ダイヤモンド電機株式会社代表取締役社長CEO 田淵電機株式会社代表取締役社長CEO ダイヤモンド電機株式会社 取締役専務執行役員COO 田淵電機株式会社取締役 新潟ダイヤモンド電子株式会社取締役 内部統制担当、安全担当 ダイヤモンド電機株式会社取締役常務執行役員 CCOおよび内部統制担当、安全担当 田淵電機株式会社取締役 新潟ダイヤモンド電子株式会社監査役 田淵電機株式会社取締役(監査等委員・常勤)
取締役常務執行役員 グループCCO	長谷川 純	大東プレス工業株式会社代表取締役会長 一般社団法人日本自動車部品工業会副会長 兼関西支部長兼政策委員 一般社団法人大阪金属プレス工業会相談役
取締役(監査等委員) 取締役(監査等委員)	入江 正孝 吉田 夢佳志	岡本・豊永法律事務所共同パートナー 大阪弁護士会民事介入暴力および弁護士業務妨害対策委員会委員 近畿弁護士連合会民事介入暴力および弁護士業務妨害対策委員会委員 バイオ・サイト・キャピタル株式会社社外取締役 大盛化工株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	岡本 岳	ダイヤモンド電機株式会社監査役
取締役(監査等委員)	古川 雅和	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)吉田夢佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏は、社外取締役であります。なお、吉田夢佳志氏および岡本岳氏、古川雅和氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はございません。
2. 取締役(監査等委員)古川雅和氏は、銀行において長年金融業務を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役(監査等委員)吉田夢佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。（平成31年3月31日現在）

なお、当社は委任型執行役員制度を導入しております。

徳原英真	常務執行役員グループCFO (Chief Financial Officer) ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CFO 田淵電機株式会社常務執行役員 徳原公認会計士税理士オフィス代表 Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. Director Diamond Electric Vietnam Co., Ltd. 監査役 上海田淵変圧器有限公司 監事 米国田淵電機取締役 (Secretary CFO) 東莞田淵電機有限公司 監事 韓国トランクス株式会社 監事 江西碧彩田淵変圧器有限公司 監事
西川勇介	常務執行役員グループCMO (Chief Marketing Officer) グループCIO (Chief Information Officer) ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CMO兼CIO 海外事業推進本部 部長 田淵電機株式会社常務執行役員 Diamond Electric Mfg. Corporation 取締役 Diamond Electric Luxembourg S.a.r.l. Director PT. Diamond Electric Indonesia コミッショナー Diamond Electric Vietnam Co., Ltd. 委任代表者 米国田淵電機取締役 (President C00) ベトナム田淵電機取締役 (社員総会会長) 東莞田淵電機有限公司 董事 上海田淵変圧器有限公司 董事
森信太郎	常務執行役員グループCTO (Chief Technology Officer) ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CTO 田淵電機株式会社常務執行役員
空本豊	常務執行役員グループCAO (Chief Administrative Officer) ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CAO 田淵電機株式会社常務執行役員 金剛石電機（蘇州）有限公司 董事 Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. Director ベトナム田淵電機 監査役
山本英治	執行役員グローバル製造統括 ダイヤモンド電機株式会社執行役員C00 補佐 DE Diamond Electric India Private Limited 取締役 Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. Director 上海田淵変圧器有限公司 董事 タイ国田淵電機 取締役 ベトナム田淵電機 取締役 東莞田淵電機有限公司 董事
森下浩二	執行役員グローバル営業統括 ダイヤモンド電機株式会社執行役員営業本部長 Diamond Electric Mfg. Corporation 取締役 Diamond Electric Luxembourg S.a.r.l. Director PT. Diamond Electric Indonesia 取締役
阿部賢一郎	執行役員グループCQO (Chief Quality Officer) ダイヤモンド電機株式会社執行役員CQO品質保証本部長
植嶋寛一	執行役員グローバル製造統括 ダイヤモンド電機株式会社執行役員工場長 Diamond Electric Mfg. Corporation 取締役 Diamond Electric Hungary Kft. 取締役 PT. Diamond Electric Indonesia Director
遠藤伸	執行役員グローバル調達物流統括 ダイヤモンド電機株式会社執行役員調達本部長

② 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く） （う ち 社 外 取 締 役）	3名 (-)	56百万円 (-)
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	4名 (3)	20百万円 (9)
合 計 （う ち 社 外 取 締 役）	7名 (3)	76百万円 (9)

③ 社外役員に関する事項

1) 取締役監査等委員 吉田夢佳志氏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催(平成30年10月1日以降)の取締役会7回のうち3回に出席し、議案及び審議に関し、企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。また、当事業年度開催(平成30年10月1日以降)の監査等委員会7回のうち3回に出席し、当社の内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

2) 取締役監査等委員 岡本岳氏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催(平成30年10月1日以降)の取締役会7回全てに出席し、議案及び審議に関し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度開催(平成30年10月1日就任以降)の監査等委員会7回全てに出席し、当社の内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

3) 取締役監査等委員 古川雅和氏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催(平成30年10月1日就任以降)の取締役会7回のうち6回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。また、当事業年度開催(平成30年10月1日就任以降)の監査等委員会7回のうち6回に出席し、当社の内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）吉田夢佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である田淵電機株式会社、Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)、金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)、DE Diamond Electric India Private Limited (インド)、金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司(中華人民共和国)、Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、PT. Diamond Electric Indonesia (インドネシア)、PT. Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア)、Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タイ) は、当社の会計監査人以外の公認会計士(または監査法人)の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、解任が相当と判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、職務執行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、または監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

① 取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令および定款に適合しているかを監督する。また、監査等委員会は、取締役および執行役員の職務執行を監督するとともに、内部監査部門を通じてグループ会社の業務内容や財政状態を監査する。
- 2) 当社および当社子会社の社是ならびに经营理念および経営計画書を制定し、適切な職務執行に際して守るべき規範とし、社内および各拠点で周知を図り、グループ横断的に企業倫理規範の実践に取り組む。
- 3) コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、コンプライアンス規定を作成し、常に法令遵守を意識した職務執行に努める。また、内部通報規定を作成し、当社および当社子会社の従業員等からの組織的または個人的な法令違反等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めるところにより、不正行為等の早期発見と是正を図る。
- 4) 財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制に関して基本方針を策定し、これに基づく業務の仕組みの構築、改善を進めるとともに、その運用状況を定期的に評価する仕組みの維持改善を行う。
- 5) 内部監査部門が、品質・環境関係を含む業務全般を対象として、法令・定款・社内規定の遵守状況を監査する。
- 6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、これらの反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理(電磁的記録を含む)につき、グループ責任権限規定および文書管理規定に従い、適切に処理する。
- 2) また、グループ秘密情報管理規定に基づき、情報セキュリティの管理体制を明確化するとともに、電子情報セキュリティに関する規定を作成し、情報を適切に管理および保管することで、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。

- 3) 取締役、監査等委員会および内部監査部門は、いつでも当該情報を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
グローバル化の進展に伴い、当社の経営成績等に影響を及ぼす事業上のリスクが多様化・複雑化している点を踏まえて、リスクマネジメントを展開する。それに基づき、リスクに関する把握・分析・対応方法について文書化し、定期的な見直しを行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 定例取締役会を毎月開催する。また、中期計画および年度方針について進捗管理するために、子会社および各拠点から月次報告書や週次報告書で状況を報告する。
 - 2) 委任型執行役員制度を導入し、取締役会は、経営の基本方針の決定と業務執行を監督する機関として機能させる。
 - 3) 取締役会規則の改定により、経営と業務執行を分離するとともに、グループ責任権限規定の見直しにより、職位に応じた権限と責任の明確化を図る。
 - 4) グループ責任権限規定に基づき、当社子会社においても職位に応じて権限と責任に見合う職務の執行を行う。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 経営理念および経営計画書に沿って子会社関連の基準類の見直しを行う。
 - 2) 当事業に関して、年度計画を定め、海外子会社を含めて定期的な検討会を開催する。また、全拠点に対して業務監査を実施する。
 - 3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を強化する。グループ責任権限規定に基づき、当社子会社の責任者は、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を当社に対して行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、およびその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、社内規定に基づき、監査等委員会付スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事および評価については、監査等委員会の意見を尊重するなど、取

締役会からの独立性の確保および当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 監査等委員会は、定期的に、また必要に応じて取締役から報告を求めることができる。
 - 2) 当社および当社子会社の取締役および使用人は、上記の求めに応じ報告を行うとともに、必要な情報提供を行う。
 - 3) 取締役会の他重要会議に出席する機会を確保するとともに、必要に応じて各種議事録、決裁書類をいつでも閲覧できるものとする。
 - 4) 当社は、監査等委員会に報告を行った当社および当社子会社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査部門等から監査結果についての報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を出すなど日常のかつ機動的な連携を図ることで、内部監査部門等と緊密な連携が保持される体制を整備する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

- ① 取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

定例取締役会および臨時取締役会を開催する。また、定期的に全拠点監査を行う。コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス遵守に向けた取り組みを協議する。外部弁護士および法務部を窓口とする内部通報制度を導入し、通報者の保護を図る。監査部門は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針の運用状況を定期的に評価し、モニタリングする。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
社内の情報システム上で、取締役が稟議ならびに申請に関して必要な決裁を行う体制を構築し、その情報を管理している。

- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
リスクの監視項目について、取締役会で定期的に報告されている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例取締役会において、中期計画や年度計画の進捗状況を確認する。執行役員会が定期的に開催され、グループ責任権限規定に従い、各拠点において業務執行が行われている。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
週次報告書および月次報告書で各拠点から報告が上がってくる体制をとり、取締役会で情報が共有されている。また、指導強化のために海外を含めた各拠点に専任スタッフを配置している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、およびその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会付スタッフが配置されている。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報規定で内部通報者に対して不利益な取り扱いをしないことを明記し、窓口の連絡先を記載したカードを全社員に配布し、説明会を開催して内部通報システムを周知する。必要に応じて、コンプライアンス研修を行う。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	35,654	流 動 負 債	27,093
現 金 及 び 預 金	11,323	支払手形及び買掛金	9,355
受取手形及び売掛金	10,623	電 子 記 録 債 務	2,535
電 子 記 録 債 権	381	短 期 借 入 金	7,301
商 品 及 び 製 品	4,022	1年内償還予定の社債	30
仕 掛 品	731	1年内返済予定の長期借入金	2,823
原材料及び貯蔵品	5,438	リ ー ス 債 務	105
そ の 他	3,137	未 払 金	2,152
貸 倒 引 当 金	△3	未 払 法 人 税 等	172
固 定 資 産	18,106	賞 与 引 当 金	741
有 形 固 定 資 産	13,435	製 品 保 証 引 当 金	224
建 物 及 び 構 築 物	3,723	そ の 他	1,651
機械装置及び運搬具	5,033	固 定 負 債	17,922
土 地	3,285	社 債	60
建 設 仮 勘 定	700	長 期 借 入 金	12,462
そ の 他	691	リ ー ス 債 務	123
無 形 固 定 資 産	302	長 期 未 払 金	129
の れ ん	61	退職給付に係る負債	845
そ の 他	241	資 産 除 去 債 務	289
投資その他の資産	4,368	繰 延 税 金 負 債	845
投 資 有 価 証 券	2,193	長 期 前 受 収 益	3,146
長 期 貸 付 金	110	そ の 他	19
繰 延 税 金 資 産	453	負 債 合 計	45,015
退職給付に係る資産	494	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1,117	株 主 資 本	7,405
貸 倒 引 当 金	△1	資 本 金	100
資 産 合 計	53,761	資 本 剰 余 金	5,737
		利 益 剰 余 金	1,623
		自 己 株 式	△56
		その他の包括利益累計額	△277
		その他有価証券評価差額金	△22
		為替換算調整勘定	△298
		退職給付に係る調整累計額	44
		新 株 予 約 権	64
		非 支 配 株 主 持 分	1,552
		純 資 産 合 計	8,745
		負債・純資産合計	53,761

連 結 損 益 計 算 書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		55,610
売 上 原 価		46,868
売 上 総 利 益		8,742
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,147
営 業 利 益		594
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36	
受 取 配 当 金	14	
為 替 差 益	113	
補 助 金 収 入	31	
そ の 他	52	247
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	117	
支 払 手 数 料	269	
そ の 他	64	451
経 常 利 益		391
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	
そ の 他	403	407
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	7	
減 損 損 失	58	66
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		732
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	427	
法 人 税 等 調 整 額	148	575
当 期 純 利 益		156
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		12
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		143

連結株主資本等変動計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日 残高	2,190	3,688	1,480	△61	7,297
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			143		143
剰余金の配当		△45			△45
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		2		7	9
株式移転による増減	△2,090	2,091		△1	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	△2,090	2,049	143	5	108
2019年3月31日 残高	100	5,737	1,623	△56	7,405

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2018年4月1日 残高	57	△130	51	△21	27	86	7,390
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益							143
剰余金の配当							△45
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							9
株式移転による増減							-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△80	△168	△7	△255	37	1,465	1,247
連結会計年度中の変動額合計	△80	△168	△7	△255	37	1,465	1,355
2019年3月31日 残高	△22	△298	44	△277	64	1,552	8,745

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,094	流 動 負 債	6,370
現金及び預金	13	短期借入金	5,265
前払費用	3	1年内返済予定の長期借入金	150
未収入金	1,160	未払金	931
関係会社短期貸付金	4,750	未払費用	13
その他	166	未払法人税等	10
固 定 資 産	5,805	固 定 負 債	2,812
投資その他の資産	5,805	長期借入金	2,812
関係会社株式	5,798	負 債 合 計	9,183
出資金	0	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	7	株 主 資 本	2,651
		資 本 金	100
		資 本 剰 余 金	2,138
		その他資本剰余金	2,138
		利 益 剰 余 金	469
		その他利益剰余金	469
		繰越利益剰余金	469
		自 己 株 式	△56
		新 株 予 約 権	64
		純 資 産 合 計	2,716
資 産 合 計	11,899	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,899

損 益 計 算 書

（2018年10月 1 日から
2019年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営 業 収 益	1,109
営 業 費 用	458
営 業 利 益	651
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
為 替 差 益	1
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3
支 払 手 数 料	180
経 常 利 益	473
税 引 前 当 期 純 利 益	473
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10
法 人 税 等 調 整 額	△7
当 期 純 利 益	469

株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その 資本剰余金	他 資本剰余金 合計	その 剰余金 繰越利益金	利益剰余金 合計		
2018年10月1日 残高	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額							
株式移転による増加	100	2,138	2,138				2,238
当期純利益				469	469		469
自己株式の取得						△56	△56
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	100	2,138	2,138	469	469	△56	2,651
2019年3月31日 残高	100	2,138	2,138	469	469	△56	2,651

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
2018年10月1日 残高	-	-
事業年度中の変動額		
株式移転による増加	46	2,284
当期純利益		469
自己株式の取得		△56
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	18	18
事業年度中の変動額合計	64	2,716
2019年3月31日 残高	64	2,716

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 田 篤 ⑨
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟 ⑨
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 田 篤 ⑨
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2018年10月1日から2019年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は平成30年10月1日に単独株式移転によりダイヤモンド電機株式会社の完全親会社として設立されたことから、当社の連結計算書類はダイヤモンド電機株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しておりますので、当監査等委員会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までのダイヤモンド電機株式会社の事業内容、連結計算書類も監査の対象といたしました。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月27日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
監査等委員会

監査等委員 入江 正孝 ⑩

監査等委員 吉田 夢佳志 ⑩

監査等委員 岡本 岳 ⑩

監査等委員 古川 雅和 ⑩

(注) 監査等委員 吉田 夢佳志、岡本 岳、及び古川 雅和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

インターネット開示事項

連結注記表

個別注記表

2018 年 4 月 1 日から

2019 年 3 月 31 日まで

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 21社
- ・主要な連結子会社の名称
 - ダイヤモンド電機株式会社
 - 新潟ダイヤモンド電子株式会社
 - ダイヤモンドビジネス株式会社
 - Diamond Electric Mfg. Corporation (米国)
 - Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)
 - 金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)
 - 金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司(中華人民共和国)
 - DE Diamond Electric India Private Limited (インド)
 - Diamond Electric (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)
 - Diamond Electric Asia Pacific Co.,Ltd. (タイ)
 - Diamond Electric Korea Co.,Ltd. (韓国)
 - PT.Diamond Electric Indonesia (インドネシア)
 - PT.Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア)
 - 田淵電機株式会社
 - 田淵電子工業株式会社
 - タイ国田淵電機(タイ)
 - 香港田淵電機有限公司(中華人民共和国)
 - 東莞田淵電機有限公司(中華人民共和国)
 - 上海田淵変圧器有限公司(中華人民共和国)
 - ベトナム田淵電機(ベトナム)
 - 米国田淵電機(米国)
- ・連結の範囲の変更

当連結会計年度から田淵電機株式会社及びその子会社7社を連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度中に当社の連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社が新たに田淵電機株式会社株式を取得したことによるものであります。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
 - Diamond Electric Luxembourg S.a r.l. (ルクセンブルク)
 - Diamond Electric Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)
 - 他1社
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 3社
- ・主要な会社等の名称
 - 韓国トランス株式会社
 - 煙台東山電機有限公司
 - 江西碧彩田淵変圧器有限公司
- ・持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度から韓国トランス株式会社、煙台東山電機有限公司及び江西碧彩田淵変圧器有限公司を持分法適用の関連会社を含めております。これは、当連結会計年度中に当社の連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社が新たに田淵電機株式会社株式を取得したことにより、持分法適用の関連会社を含めることとしたものであります。韓国トランス株式会社、煙台東山電機有限公司及び江西碧彩田淵変圧器有限公司の決算日は12月31日であります。連結決算日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|--------------|---|
| ・主要な会社等の名称 | Diamond Electric Luxembourg S.a r.l. (ルクセンブルク)
Diamond Electric Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)
他2社 |
| ・持分法を適用しない理由 | 各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)	12月31日	※1
金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)	12月31日	※1
金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司(中華人民共和国)	12月31日	※1
上海田淵変圧器有限公司(中華人民共和国)	12月31日	※2
東莞田淵電機有限公司(中華人民共和国)	12月31日	※2

※１：連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※ 2 : 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

デリバティブ・・・・・・・・・・時価法

たな卸資産……………国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また在外連結子会社は主として移動平均法による低価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産除く）

国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	5年～47年
機械装置及び車両運搬具	3年～12年
工具、器具及び備品	2年～10年

無形固定資産（リース資産除く）

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ・ 自社利用ソフトウェア | 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。 |
| ・ その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |

リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- 製品保証引当金……………製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- I. 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- II. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。
- III. 小規模企業における簡便法の採用
- 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- I. ヘッジ会計の方法
- 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- II. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……………デリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引、銅スワップ取引）
- ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務、外貨建予定取引、外貨建借入金
- III. ヘッジ方針
- 「為替リスク管理規定」に基づき、為替相場の変動リスクを回避するため、実需の範囲内で為替予約取引を行っております。
- IV. ヘッジ有効性評価の方法
- ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ期間を通じて相場変動の影響を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 期末日満期手形及び電子記録債権

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権が期末日残高に含まれております。

受取手形	21百万円
電子記録債権	2百万円
支払手形	83百万円
電子記録債務	405百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している有形固定資産	建物及び構築物	1,351百万円
	機械装置及び運搬具	1,073百万円
	土地	2,195百万円
	合計	4,620百万円
上記有形固定資産のうち工場財団抵当に供している資産		
	建物及び構築物	341百万円
	機械装置及び運搬具	1,073百万円
	土地	427百万円
	合計	1,842百万円
担保に係る債務	短期借入金	1,004百万円
	長期借入金	928百万円
	(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
	合計	1,933百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 33,832百万円

(4) 財務制限条項

① 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社を保証人とし、取引銀行7行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2019年3月期末日及び2020年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,770百万円以上に維持すること。
- II. 2019年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントラインの総額	6,500百万円
借入実行残高	5,265百万円
差引額	1,235百万円

② 取引銀行5行とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2017年3月期第2四半期連結会計期間末日及び2017年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円以上に維持すること。
- II. 2018年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- III. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- IV. 各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

借入実行残高	3,875百万円
--------	----------

③ 取引銀行2行とシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2018年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- III. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

借入実行残高

1,000百万円

④ 株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2018年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- III. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- IV. 2018年3月期末日から2020年3月期末日までにおける連結損益計算書に記載される売上高の金額を、債務者が提出した2017年3月20日付「事業計画書」に示される売上高の、それぞれ90%（2018年3月期）、80%（2019年3月期）、70%（2020年3月期）を維持すること。

借入実行残高

500百万円

⑤ 株式会社三菱UFJ銀行と実行可能期間付タームローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、新規に実行する借入の利率が変更になることがあります。

- I. 2018年3月決算期を初回とする各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年3月期末日における純資産の部の合計金額又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額のいずれか高いほうの75%以上に維持すること。
- II. 2018年3月期末日を初回とする各連結会計年度末日における連結損益計算書の経常損益及び税引後当期純損益をいずれも損失としないこと。

借入実行残高

632百万円

- ⑥ 取引銀行 5 行とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2019年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2019年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- III. 2019年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

シンジケートローンの借入実行残高	1,215百万円
------------------	----------

- ⑦ 取引銀行 7 行とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2019年3月期末日及び2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,770百万円以上に維持すること。
- II. 2021年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- III. 2019年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- IV. 借入人及びその子会社等（田淵電機株式会社及びその子会社等を除く。）は、エージェント及び多数貸付人の事前承諾なく、本契約締結日以降各連結会計年度における各四半期連結会計期間末日時点において、田淵電機株式会社及びその子会社等宛貸付金の合計金額を5億円超としないこと。

借入実行残高	2,962百万円
--------	----------

- ⑧ 取引銀行 2 行と実行可能期間付タームローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2020年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額を、2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2019年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

シンジケートローンの総額	1,400百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	1,400百万円

(5) 債権流動化による譲渡残高

受取手形及び売掛金	532百万円
電子記録債権	218百万円

(6) 訴訟事項等

2013年7月に米国司法省と締結した司法取引契約に関連して、当社の子会社のダイヤモンド電機株式会社及び米国子会社に対して複数の集団訴訟が提起されているほか、一部顧客と損害賠償に関する交渉を行っております。当該訴訟の結果として、当社グループの経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する事項

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
点火機器生産設備	本社	工具、器具及び備品	9百万円
		ソフトウェア	2
	中国工場	機械装置及び運搬具	5
合計			18

用途	場所	種類	金額
電子機器生産設備	鳥取工場	機械装置及び運搬具	3百万円
		ソフトウェア	5
	本社	工具、器具及び備品	15
		ソフトウェア	3
合計			28

用途	場所	種類	金額
共用資産	鳥取工場	什器備品	5百万円
		ソフトウェア	6
合計			11

(資産のグルーピングの方法)

当社は、事業用資産については管理会計において資産と対応し、継続的に収支把握のなされている単位をグルーピングの基礎として、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。なお、連結子会社については会計単位を基礎としてグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

点火機器生産設備は、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額を零としております。

電子機器生産設備は、営業損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額を零としております。

共用資産は、営業損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額の算定にあたっては、不動産鑑定士による鑑定評価を基準とした正味売却価額により測定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,659,760株

(2) 配当金支払額等

① 配当支払額

当社は2018年10月1日に単独株式移転により設立された完全親会社であるため、下記の配当金の支払額は完全子会社であるダイヤモンド電機株式会社(以下「ダイヤモンド電機」という)の第79期定時株主総会において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式 (ダイヤモンド電機株式会社)	45	25	2018年3月31日	2018年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	45	12.5	2019年3月31日	2019年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関及び公的機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、資金調達に係る流動性のリスクにおいては、各事業部からの報告に基づき経理部が資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の確保及び緊急の資金需要に対応するために、取引銀行とコミットメントライン契約の締結等により流動性リスクを管理しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11,323	11,323	-
(2) 受取手形及び売掛金	10,623	10,623	-
(3) 電子記録債権	381	381	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	630	630	-
資産計	22,959	22,959	-
(1) 支払手形及び買掛金	9,355	9,355	-
(2) 電子記録債務	2,535	2,535	-
(3) 短期借入金	7,301	7,301	-
(4) 未払金 (1年内期限到来の長期未払金を除く)	2,152	2,152	-
(5) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	90	89	△0
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	15,286	15,289	3
(7) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	228	228	0
(8) 長期未払金 (1年内期限到来の長期未払金を含む)	129	129	-
負債計	37,079	37,081	2

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債 (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、並びに (4) 未払金（1年内期限到来の長期未払金を除く）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債（1年内償還予定の社債を含む）、(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、(7) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）、並びに (8) 長期未払金（1年内期限到来の長期未払金を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,562百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,972円26銭
1株当たり当期純利益	39円78銭

7. 企業結合等関係

共通支配下の取引等

(単独株式移転による持株会社の設立)

1. 取引の概要

当社は、2018年10月1日に単独株式移転の方法により、ダイヤモンド電機株式会社の完全親会社として設立されました。

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

名 称：ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

事業の内容：自動車機器及び電子機器の製造・販売を行う当グループ会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等

(2) 企業結合日

2018年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

(4) 結合後企業の名称

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

(5) 企業結合の目的

当社グループは、主力のガソリンエンジン用点火コイルなどの製造販売を行う「自動車機器事業」とファンヒーター、エアコン、住設用などの電子制御基板や電子着火装置及びパワーコンディショナ等の太陽光発電関連製品の製造販売を行う「電子機器事業」を行っております。

昨今の当社グループを取り囲むマーケティング環境は、自動車業界におけるEV(Electric Vehicle)シフトの動きやハイブリッド車などの電動化に向けた技術革新が進んでおります。同じく車載電装や家電業界においてもIoT(Internet of Things)や持続可能な社会の実現に向け、省電力といったエネルギー変換効率追求に加え、小型化、薄型化、軽量化などの高付加価値ニーズが高まっております。

このような市場環境に対応すべく、当社では2017年4月に新たな中期経営計画「DSA2021」(Diamond Shine Again)をスタートさせ、2021年度には売上高を1,000億円、営業利益率6%に引き上げることが目標としており、既存のお客様のご要望にお応えし続けるとともに、新たなニーズを掘り起こし新規領域での早期事業化を推進しております。

この取り組みをさらに加速させ、迅速、果敢な意思決定による事業展開と、お客様第一を標榜する経営理念に基づいた戦略を推進する必要があります。これを実現する上で持株会社体制に移行することが効果的であると判断しました。なお、ガバナンス強化の観点からも「経営監督・グループ戦略統括機能」と「業務執行機能」を分離する持株会社体制は適していると考えております。

当社が今後の成長戦略を支える経営体制として持株会社に移行する目的は次のとおりであります。

①スピード経営とポートフォリオ経営の推進

当社グループの全体戦略と各グループ会社の事業領域における業務執行の意思決定を分離することにより、当社グループ全体の経営効率と意思決定のスピード化を実現させていきます。

また、M&Aを含む新規事業展開、エネルギー変換効率の追究を軸とした技術開発機能やグループ内経営資源の配分を最適化するための機能を強化することで、ポートフォリオ経営を推進していきます。

②チャレンジ志向とお客様ニーズ即応型組織の構築

持株会社の的確な管理・監督の下、各グループ会社においては市場環境にマッチした事業戦略の推進を図るため、「DSA2021」で掲げる目標達成に向け果敢にチャレンジ志向するお客様ニーズ即応型の組織体制を構築しグループ全体の成長を牽引していきます。

③優秀な人材の確保、育成による経営基盤の強化

当社グループの成長においては、優秀な人材の確保と育成は重要な経営課題であります。持株会社化により、経営責任が明確となったグループ会社においては、成長戦略を実現するためにも専門的な人材確保とともに、経営推進のためのリーダー人材の確保や育成を推進し経営基盤を強化していきます。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、「共通支配下の取引等」として会計処理しております。

（取得による企業結合）

当社は、2018年11月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社（以下、「ダイヤモンド電機」という。）が田淵電機株式会社（以下、「田淵電機」という。）の第三者割当増資を引き受けることを決議し、2019年1月22日に払込が完了しております。これにより、田淵電機及びその子会社は当社の連結子会社となっております。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

名称：田淵電機株式会社

事業内容：電子機器用変成器、電子機器用電源機器、各種電子機器・部品の製造・販売

（2）企業結合を行った主な理由

田淵電機の技術基盤は、ダイヤモンド電機と同じくエレクトロマグネティクス技術やパワーエレクトロニクス技術を踏まえたものであり、その製品群については、コイル製品やパワーコンディショナなどの一定の共通領域を有しております。また、ダイヤモンド電機は、田淵電機が本格的な対応に着手したばかりの車載事業において、長い実績と経験を有しております。このため、田淵電機とのパートナー支援関係の構築は、今後の事業展開における協業の検討など、両社の競争力と企業価値の向上及び業績発展に大きく寄与するものであり、さらに両社の株主価値の向上に資するものと判断いたしました。

（3）企業結合日

2019年1月22日（株式取得日）

2019年3月31日（みなし取得日）

（4）企業結合の法的形式

株式取得

（5）結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

（6）取得した議決権比率

66.90%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるダイヤモンド電機が、第三者割当増資の引受による株式取得により、田淵電機の議決権の66.90%を所有することとなったためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度末日をみなし取得日とし、貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,999百万円
取得原価		2,999百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 165百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん 61百万円

(2) 発生原因

主として被取得企業の今後の事業展開において期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	12,864百万円
固定資産	5,931百万円
資産合計	18,796百万円
流動負債	6,072百万円
固定負債	8,331百万円
負債合計	14,403百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	23,245百万円
営業損失 (△)	△1,634百万円
経常損失 (△)	△1,497百万円
税金等調整前当期純損失 (△)	△73百万円
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△180百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定し、内部取引消去の調整を加えて算定された売上高及び損益情報と、当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 1,145百万円

短期金銭債務 926百万円

(2) 財務制限条項

① 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社を保証人とし、取引銀行7行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

I. 2019年3月期末日及び2020年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,770百万円以上に維持すること。

II. 2019年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントラインの総額 6,500百万円

借入実行残高 5,265百万円

差引額 1,235百万円

② 取引銀行7行とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

I. 2019年3月期末日及び2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,770百万円以上に維持すること。

II. 2021年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

III. 2019年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

IV. 借入人及びその子会社等（田淵電機株式会社及びその子会社等を除く。）は、エージェント及び多数貸付人の事前承諾なく、本契約締結日以降各連結会計年度における各四半期連結会計期間末日時点において、田淵電機株式会社及びその子会社等宛貸付金の合計金額を5億円超としないこと。

借入実行残高 2,962百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 795百万円

一般管理費 206百万円

営業取引以外の取引高 4百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式数

普通株式 45,543株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払費用	4百万円
その他	2百万円
繰延税金資産合計	7百万円
繰延税金資産の純額	7百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社名	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ダイヤモンド電機株式会社	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	経営指導料及びブランド料の受取 (注1)	108	未収入金	117
				資金の貸付 (注2)	7,750	関係会社貸付金	4,750
				利息の受取 (注3)	4	未収利息	0
				子会社株式の購入 (注4)	3,569	未払金	926
				業務委託料の支払 (注5)	206		
				被保証債務 (注6)	8,227	—	—
子会社	Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	経営指導料及びブランド料の受取 (注1)	33	未収入金	544
				配当の受取	508		
子会社	田淵電機株式会社	間接 66.9	経営管理 当社役員の兼任	経営指導料及びブランド料の受取 (注1)	314 (215)	未収入金	339

- (注) 1. 経営指導料については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として、双方協議のうえ合理的に決定しています。また、ブランド料については、子会社の売上高に一定の料率を乗じて決定しております。
2. 運転資金として貸付を行っております。
3. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
4. 子会社株式の購入価格については時価を勘案し、協議のうえ決定しております。
5. 業務委託料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
6. 当社の金融機関からの借入に対して債務保証を受けております。
7. 上記金額のうち、国内連結子会社においては取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。また、海外連結子会社においては取引金額及び期末残高ともに消費税等は含まれておりません。() 金額は関連当事者となった期間に対する取引金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	733円63銭
1株当たり当期純利益	128円95銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。